

【重要】介護支援専門員証の更新申請について

介護支援専門員専門員証の有効期間の更新をされる方は、必ず、有効期間内に手続きを済ませ、交付を受けてください。

更新手続きを行わないまま有効期間を満了すると、それ以降は介護支援専門員として業務に従事することはできません！

更新申請は、有効期間満了日の 2ヶ月までに県庁へ提出してください。

※ 手続きの完了まで日時を要する場合がありますので、申請の際は、不備のないよう必要書類を十分ご確認ください。

更新手続き中は、介護支援専門員証の原本が手元がないため、申請前にコピーを取り、実務にあたってください。

※ 介護支援専門員証の有効期間の更新は **自己責任**です。

いつも業務で携帯している介護支援専門員証の確認を必ず行い、忘れずに更新申請を行ってください。

登録の消除（介護保険法第69条の39）

- 一 第六十九条の二第一項の登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録をしている都道府県知事は、当該登録を消除しなければならない。
- 一 第六十九条の二第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った場合
- 二 不正の手段により第六十九条の二第一項の登録を受けた場合
- 三 介護支援専門員として業務を行い、情状が特に重い場合

※ 申請に必要な書類等は、鹿児島県ホームページをご覧ください。

鹿児島県ホームページ > 健康・福祉 > 地域包括ケア > 介護支援専門員 >

介護支援専門員の登録及び証の交付・申請に関すること >

介護支援専門員名簿登録及び介護支援専門員証交付等について

管理者の皆様へ（お願い）

所属の介護支援専門員の有効期間を再度チェックしてください！

有効期間満了日以降に新たな介護支援専門員証の交付を受けずに介護支援専門員としての業務に就いていた場合は、登録そのものが**消除**される（法第69条の39第3項）こともあり、また受領した**介護報酬の返還**を求められる場合があります。

（問合せ先）鹿児島県高齢者生き生き推進課介護保険室事業者指導係 電話 099-286-2687（直通）